

綾瀬市障害者緊急一時受入事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者を介護している者（以下「介護者」という。）が疾病等の理由により障害者を介護することができなくなった場合に、障害者支援施設等で一時的に受け入れる事業（以下「事業」という。）を実施することにより、障害者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 事業の対象となる者は、在宅の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者であつて、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 介護者の疾病等により在宅での介護が一時的に困難となった者
- (3) 法第21条第1項に規定する区分の認定を受けている者で、緊急時に法第5条第8項に規定する短期入所を利用することができない者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は対象としない。

- (1) 医療機関で医療を受ける必要があると認められる者
- (2) 家族等から虐待を受け、保護される必要があると認められる者
- (3) その他市長がこの事業を利用することが適当でないと認める者

(実施施設)

第3条 事業は、法第5条第8項に規定する短期入所を実施する施設及び法第5条第10項に規定する施設入所支援を実施する施設（以下「実施施設」という。）に委託して行うものとする。

(利用登録)

第4条 事業を利用しようとする者（以下「登録申請者」という。）は、綾瀬市障害者緊急一時受入事業登録申請書（第1号様式）を市長に提出し、利用の登録を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による登録の申請があつたときは、内容を審査し、綾瀬市障害者緊急一時受入事業登録決定（却下）通知書（第2号様式）により登録申請者に

通知するものとする。

（登録の変更）

第5条 前条第2項の規定により利用の登録の決定を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更が生じたときは、綾瀬市障害者緊急一時受入事業登録変更（廃止）届（第3号様式）により市長に届け出るものとする。

（登録者の情報の管理）

第6条 市長は、登録者に係る台帳を作成し、綾瀬市障がい児者相談支援センター及び実施施設と情報を共有するものとする。

（利用の申請）

第7条 事業を利用しようとする登録者（以下「利用申請者」という。）は、綾瀬市障害者緊急一時受入事業利用申請書（第4号様式）により、市長に申請するものとする。

（利用の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに利用申請者及び介護者の状況を調査し、実施施設と調整を行い、利用の可否及び実施施設を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、綾瀬市障害者緊急一時受入事業利用決定（却下）通知書（第5号様式）により利用申請者に、綾瀬市障害者緊急一時受入事業利用通知書（第6号様式）により受入れをする実施施設の長に通知するものとする。

（利用期間）

第9条 事業を利用することができる期間は、2日以内とする。ただし、2日を超えて実施施設等での受入れが必要となるときは、法第5条第1項に規定する障害福祉サービスにより対応するものとする。

（利用者負担金）

第10条 事業に必要な費用は、市が負担するものとする。ただし、食事の提供に要する費用、その他日常生活に必要な費用については、第8条第2項の規定による決定を受けた利用申請者（以下「利用者」という。）の負担とする。

（実施報告）

第 11 条 利用者の受入れをした実施施設の長は、事業の完了後、速やかに利用者の入所から事業の完了までの経過を市長に報告するものとする。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。